

ISO 14001:2026 への移行要求事項

発行日： 2026年9月4日

施行日： 2026年9月14日

バージョン番号： 1.0

詳細情報

本文書またはその他のグローバル認定協力機構（Global ACI）の文書に関する詳細については、Global ACI事務局まで問い合わせること。

Eメール：secretariat@global-aci.org

電話：+1 (571) 569-2614

© 著作権 2026

Global ACIは、教育、標準化、認定、またはGlobal ACIの専門分野や活動に関連するその他の目的のために当該資料の使用を希望する組織による、その出版物またはその一部の許可された複製を奨励する。複製された資料が掲載される文書には、当該文書に対するGlobal ACIの貢献を認める旨の記述が含まれていなければならない。

目次

1. はじめに 4

2. 移行要求事項 4

3. 主な変更点の概要 4

4. 主なスケジュール（詳細は後述のセクションに記載） 5

5. 移行プロセス 6

6. その他 10

7. 改正表 10

附属書A.....11

1. はじめに

1.1 目的： 規正文書の移行に関する情報を提供するすべての文書は、本文書に詳述されている範囲において、グローバル認定協力機構（Global ACI）MRAの認定機関（AB）署名者および認定された適合性評価機関（CAB）が遵守すべき必須文書となる。本文書は、TECH-3-018「移行に関する *Global ACI* 必須文書の作成要件」に従い、Global ACI の任命を受けたタスクフォースによって作成された。注：TECH-3-018 は、IAF の下で発行された PR 7 に同等な Global ACI の文書である。

1.2 適用範囲： 本文書は、ISO 14001:2015（Amd1:2024を含む）からISO 14001:2026への移行に関する情報を提供する。本文書は、すべてのGlobal ACI MRA認定機関（AB）の署名機関および認定適合性評価機関（CAB）に対して必須である。

2. 移行要求事項

規正文書：	ISO 14001:2026
移行前の文書：	ISO 14001:2015（Amd1:2024を含む）
現在の状況（TECH-3-TR発行時点）：	2026年4月に発行
移行期間：	3年間（2029年4月30日）

3. 主な変更点の概要

3.1 主な変更点は以下を含むが、これらに限定されない：

- Annex SLおよびTMB決議16/2025との整合
- 統一構造に合わせるための用語および定義の変更
- 文書化された情報に関する新たな文言を盛り込み、「文書化された情報は利用可能でなければならない」と明確化した
- 6.3 変更の計画の箇条の追加
- 9.3 経営レビューの下にサブ箇条を追加

3.2 ISO 14001:2026 附属書Aにおける主要概念の明確化：

- 組織の文脈、リスクおよび機会、ならびに他の箇条との関連性
- ライフサイクル視点
- 戦略、業務プロセス、統合マネジメントシステムアプローチとの整合性

3.3 変更による影響：

文書全体への変更は最小限であるため、組織にとっては、規格の要求事項への変更が概ね直感的で実行可能であり、組織の文脈や目的に応じて、妥当な努力をもって達成可能であると見込まれる。影響やリスクは組織によって異なる可能性がある。自らの文脈やマネジメントシステムへの変更を判断するのは、認証取得組織の責任である。

業界全体では、約70万件のISO 14001認証文書の認証文書が存在するため、CABは、認証組織の移行に、審査時間や管理リソースを含め、相当な労力を投入する必要がある。

これらの要因を踏まえると、3年間の移行期間は、この変更による混乱を最小限に抑えつつ、移行を効果的に管理するための十分な時間を確保できる。

4. 主なスケジュール（詳細は後述のセクションに記載）

活動	期限
ISO 14001:2026 発行日	2026年4月
ABは、改定版ISO 14001の認定審査および支援の準備を整え、移行を発表する	できるだけ早く、遅くともISO 14001:2026の発行月の最終日から6ヶ月以内（2026年10月31日）
CABは、ISO 14001:2026への移行に関する移行宣言（附属書A、またはABが定めた同等性を持つもの）および裏付け文書を、ABに提出しなければならない。	ISO 14001:2026の発行月の最終日から9ヶ月後（2027年1月31日）
ABによるCABの移行に関する決定が完了する。	ISO 14001:2026の発行月の最終日から12ヶ月後（2027年4月30日）
CABによるISO 14001:2026改定版への認定付き認証は、以下に従って許可される。	当該認定機関（CAB）の認定機関（AB）による認定の移行が完了した後
CABによる新規／初回認証は、この日付以降、ISO 14001:2026の改定版に対してのみ行うものとする。 注：この日付以降は、ISO 14001:2015 に基づく新規認証は発行できない。CAB は、第一段階および第二段階の初回審査のスケジュールを立てる際に、これに応じて計画を立てる必要がある。	ISO 14001:2026の公表月の最終日から18ヶ月後（2027年10月31日）
この日付より前に、予定された審査（例：サーベイランスや再認証）または特別移行監査（認証文書の発行を含む）を通じて、CABが認証組織の移行を行う。	ISO 14001:2026の発行月の最終日から36ヶ月後（2029年4月30日）
Global ACIへ提出が求められるデータ（該当する場合）	要請に応じて

5. 移行プロセス

5.1 認定機関の処置およびプロセス

以下の表は、認定を受けたCABの移行に関するABに対する最低要求事項をまとめたものであり、IAF PR 7（Global ACI TECH-3-018）に概説されているリスクベースアプローチに従って作成された。ここに概説されている内容以外に追加の活動は求められないが、ABは、関連するCABのリスク（例：過去のパフォーマンス、苦情、不完全な提出書類）に対処するため、認定するCABに対して追加の要求を課す場合があることに留意すべきである。

ABの活動	はい／いいえ	備考
ABの措置／手配	はい	ABは以下を行うものとする： a. 本文書の要求事項を考慮し、ISO 14001:2026 への移行措置を策定する。 b. 改定版に対する認定審査を受けられるよう、可能な限り早期に、遅くともISO 14001:2026の発行月の最終日から6ヶ月後（2026年10月31日）までに、計画・準備を行う。 c. 改定版と旧版との相違点を特定する。 d. 必要な移行措置について、CABと適時に連絡を取り合う。 e. 本Global ACI 移行文書に従い、移行に必要な裏付け文書を含む CABの宣言書を活用する。附属書 A または AB で定められた同等性を示すものを参照のこと。 f. 必要な研修を実施し、審査員およびその他のスタッフの力量を実証する。 g. 要請に応じて、移行に関するデータおよび詳細情報を Global ACI に提供する（例：主要な期日において、移行済みおよび未移行の CAB および認証組織の数を報告する）。 注：改定版における要求事項および力量要求事項に適切に対応していることを、特別要請または通常の定期的なピア評価活動を通じて Global ACI に実証するのは、AB の責任である。
CAB文書のレビュー	いいえ	今回の移行においては不要である。
CABの技術文書のレビュー	いいえ	今回の移行においては不要である。

CABの本部事務所の審査	いいえ	今回の移行においては不要である。 移行決定後のCABによる本部事務所の審査は、認証組織の移行の進捗状況を含め、移行措置および宣言の実施状況の検証に重点を置く。
CABの立会い審査	いいえ	この移行においては不要である。 移行決定後、少なくとも1件の立会い認定審査（可能であれば、すべての立会い認定審査が望ましい）は、移行終了日（2029年4月30日）までにISO 14001:2026に基づく審査として実施されなければならない。
AB 移行決定	はい	a. ABは、CABから提供された宣言書（附属書AまたはABが定めた同等性を持つもの）および裏付け文書に基づき、移行決定を行う必要がある。 b. 移行決定（認定文書（例：認定証）の発行を含む）は、上記で特定されたISO 14001:2026の発行月の最終日から12ヶ月後（2027年4月30日）までに完了する必要がある。 c. 必要に応じて、通常の定期認定審査活動中に追加のフォローアップが行われることがある。 d. やむを得ない事情がある場合、またはリスクに基づき、ABの裁量により、ABは移行決定に先立ち、追加の移行措置を要求することがある。例えば、CABの認定が一時停止されている場合、宣言のみでは決定を下すことができない可能性があり、移行決定に先立ち、さらなるフォローアップ（例：認定審査）が必要となる場合がある。
その他	いいえ	該当なし
移行に追加の時間が必要になる可能性はあるか	いいえ	今回の移行では不要
認定への影響	はい	a. 旧版に対する認定は、移行終了日以降、無効となる。移行終了日は、ISO 14001:2026の発行月の最終日から36ヶ月後（2029年4月30日）である。 b. すべての新規認定活動は、上記のスケジュールに従い、改定版に基づいて行わなければならない。

5.2 適合性評価機関の措置とプロセス

CABの活動	はい／いいえ	備考
CABの措置／手配	はい	CABは以下を行わなければならない： a. 本文書の要求事項および認定機関（AB）が提供する移行措置を考慮し、ISO 14001:2026 に向けた移行措置を策定する。 b. 以下の事項に対処するための移行計画を策定する： - 改定版と旧版との間の変更点を特定する。変更の対象として検討される典型的なプロセスには、営業/見積、審査プロセス、力量管理、および既存の認証を取得した組織とのコミュニケーションなどが含まれる。 - 移行プロセス全体を通じて、既存の認証を取得した組織に対し、移行プロセス、期待される対応、およびスケジュールについて積極的に連絡を取る。 - 変更に関連する活動/プロセスに与える影響を分析し、適合性を確保するために必要な措置を特定する（例：マネジメントシステム/文書、ITツール）。 - 必要な措置を実施する。 - 変更の影響を受ける関係者が、改定版およびCABの移行プロセスについて研修を受け、十分な力量を有していることを確実にする。関係者には、営業担当者、認証審査員、技術評価員、決定者、契約/申請書レビュー担当者が含まれる場合がある。 c. 添付の宣言書（附属書AまたはABが定めた同等性を持つもの）を使用し、ISO 14001:2026の公表月の最終日から9ヶ月（2027年1月31日）以内に、自機関のABに対し、移行の準備が整っていることを宣言する。 d. 宣言に加え、ABが要求する裏付け文書を提出すること。少なくとも、移行計画、改定された認証プログラムにおける力量、審査工数の変更、および認証文書の管理を裏付ける更新されたCAB文書など、宣言書（附属書AまたはABが定めた同等性を持つもの）を裏付ける証拠を含めること。 注：改定版における要求事項および力量要求事項に適切に対応していることを、ABに対して実証するのはCABの責任である。

移行審査	はい	a. CABは、認証を受けた組織に対して移行審査を実施しなければならない。この移行審査は、認証組織のサーベイランス審査、再認証審査と併せて実施するか、または別途の特別審査として実施してもよい。 b. 移行審査には、以下を含まなければならないが、これらに限定されない： － ISO 14001:2026の変更された要求事項（旧版との比較）； － 組織取り巻く状況の変化；および － 組織のマネジメントシステムに対するその他の変更の必要性。 c. CABは、移行審査の目的が達成されていることを確実にし、かつ実証できるのであれば、IAF MD 4（Global ACI TECH-3-003）に従い、ICT手法を用いて遠隔で移行審査を実施してもよい。
移行に追加の時間が必要になる可能性はあるか。	あり得る	a. CABは、ISO/IEC 17021-1およびIAF MD 5（Global ACI TECH-3-004）に従い、追加の時間が必要かどうか、およびその算出根拠について検討しなければならない。 b. 追加の審査時間が必要かどうかを判断する際、CABは、少なくとも、組織のマネジメントシステムへの変更の程度、および移行審査が年次審査と併せて実施されるか、あるいは特別審査として実施されるかを考慮しなければならない。 注：システム全体の審査については、追加の時間が不要な場合もある。
認定された認証への影響	はい	a. ABによるCABの認定移行後、CABは審査の結果およびその他の適用可能な情報に基づき、認証の移行の決定を行わなければならない。 b. 旧版文書に基づく認証は、移行終了日である ISO 14001:2026 の発行月の最終日から36ヶ月後（2029年4月30日）をもって無効となる。 注：この要求事項に基づき、認証サイクルより前に失効することがあることを反映させるために、現行／既存のISO 14001:2015の認証文書を修正する必要はない。ただし、市場での混乱を軽減するため、CABは認証文書の有効期間を短縮する（すなわち、失効日を変更する）ための修正を検討してもよい。

6. その他

- 6.1. ABが本文書で要求される準備が整っていない場合、当該ABはGlobal ACIに通知しなければならない。Global ACIは、移行プロセスを遅滞させないよう直ちに対処し、これには、当該ABに対し、影響を受けるすべての認定CABに書面で通知するよう要求することも含まれる。この通知には、遅延の事実およびその認定に及ぼしうる影響の説明を含めなければならない。
- 6.2. 認定されたCABが改定版への移行を予定していない場合、当該CABは可能な限り早期に所属するABに通知しなければならない。少なくとも、当該CABは、本文書で定義されたCAB移行期限前に、所属するABに書面で通知しなければならない。当該文書の移行期間終了時に、CABの認定は取り消される。
- 6.2.1. 移行を行わないことを決定したCABは、ISO 14001:2026の発行月の最終日から9ヶ月以内（2027年1月31日）に、影響を受けるすべての組織に対し、この決定を文書（例：電子メール）で通知しなければならない。これには、少なくとも、認証文書の有効期間に関する詳細情報および移行を行わないことによる結果に関する情報が含まなければならない。
- 6.2.2. ABおよびCABは、移行期間の終了時（すなわち、ISO 14001:2026の発行月の最終日から3年（2029年4月30日））に発効するよう、それぞれの認定および認証の取消し手続きを実施しなければならない。
- 6.2.3. 当該文書の旧版に対する認定は、移行終了日以降、無効となる。
- 6.3. 認定を受けたCABが、移行を行わない意向（6.2項）をABに通知しなかった場合、および／またはABが通知した要求事項（本文書を含む）に定義された移行要求事項（スケジュールを含む）のいずれかを完了しなかった場合、ABはCABの遅延に伴うリスクに基づき、適切な措置を講じなければならない。
- 6.3.1. 少なくとも、CABは影響を受けるすべての組織に書面で通知しなければならない。この通知には、遅延の事実および認証に及ぼしうる影響についての説明を含めなければならない。
- 6.4. 認証取得組織が、ISO 14001の改定版への認証移行を行わないことを選択した場合、CABは旧版に基づいて審査を実施することができる。
- 6.4.1. この場合、CABは、移行期間の終了時に認証が失効することを組織に通知しなければならない。
- 6.4.1.1. 組織が改定版への移行を行わないと宣言した場合、その認証は移行期間の終了を超えて延長されない。したがって、現在の認証の有効期限が移行期間終了後となっている場合、その認証は認証サイクル全体を通じて有効であり続けることはない。
- 注：市場における混乱を最小限に抑えるため、CABは、有効期間を短縮する（すなわち、有効期限を変更する）ための認証文書の修正を検討することができる。
- 6.4.2. CABの認定プロセスのその他の要求事項はすべて、認定付き認証が取り消される移行期間の終了時まで、引き続き適用されなければならない。

7. 改定一覧

セクション	以前のバージョン	変更点の概要
すべて	-	文書の初版

附属書A

ISO 14001:2026 への移行に関する認定適合性評価機関による宣言

私（下記氏名）は、本宣言の日付をもって、CAB（下記名称）が：

- 本移行において要求される変更が完了しており、
- 移行に必要な要件を満たしており、
- 実施の証拠を提示できることを宣言する。

さらに、私は以下のことを承認する：

- 当該CABが認定を受けている認定機関（AB）は、認定審査の際に、本宣言に基づき移行の実施状況をレビューする。
- 虚偽の、または立証できない宣言は、認定基準の不履行であり、修正および是正処置が求められる事由となる。所定の期限内に適切に解決されない場合、これは認定の一時停止または取消しの事由となる。
- 以下の活動が完了した：
 - － 移行計画の策定、
 - － 移行および／または改定された要件を裏付けるための文書の改定、
 - － 改定された文書に必要な力量が特定されており、CABには、改定された認証プログラムを支援するための力量がある審査員およびその他の要員（例：申請レビューア、認証決定者）が十分な数確保されている、
 - － CABは、改定された認証プログラムに対応した審査工数を決定するプロセスを有している（該当する場合）、
 - － CABは、改定された文書に基づく認証の管理を行うプロセスを有しており、これには（a）ABの移行決定後にのみ認定つき認証文書を発行すること、（b）認証の有効期間に関する混乱を防ぐために以前に発行された認証文書を管理すること、および（c）組織が所定の期限内に移行しない場合に認証文書が適切に取消されることを確実にすることが含まれる。

署名：	
氏名：	
役職：	
CAB名：	
日付：	